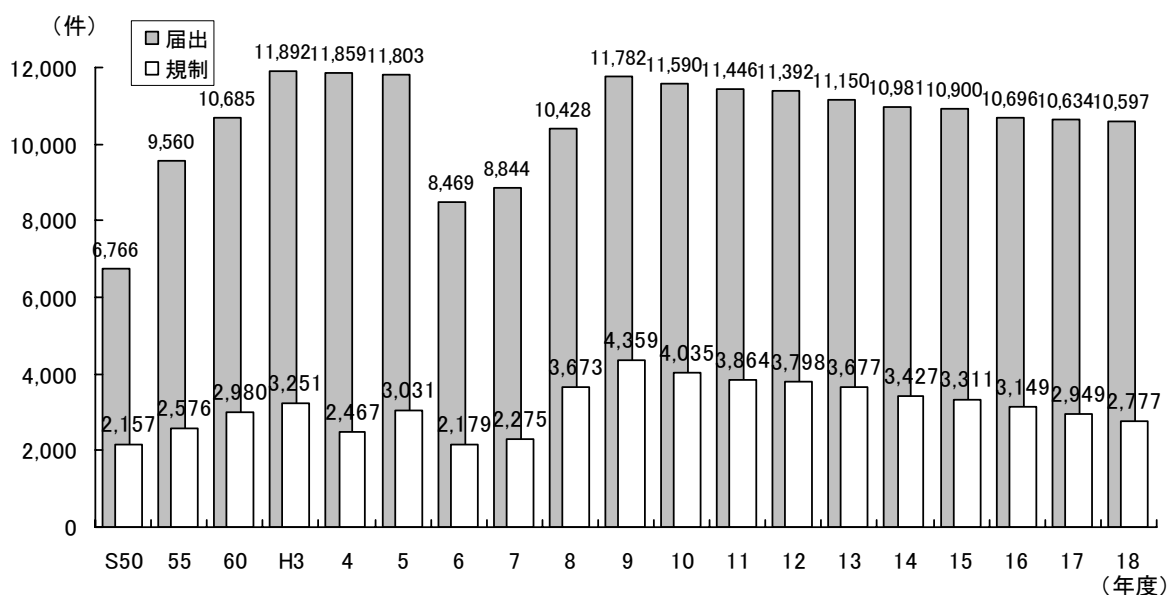


(5) 工場排水等の処理

公共用水域に水を排出する工場または事業場が、特定施設（一定の汚水または廃液を排出する施設で政令で定められたもの）を設置する場合には、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法、府県条例等に基づき、届け出を行うよう定められている。また、特定事業場（特定施設を設置する工場または事業場）は、特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合にも届出もしくは許可が必要とされ、併せて事前評価を実施する必要がある。

琵琶湖・淀川流域における水濁法、内海法、湖沼法、府県条例による届出工場・事業場数は平成18年度で10,597件であり、前年度より37件減少している。また規制が適用されているのは2,777件と、前年度より172件減少している。

府県別では、滋賀県が湖沼法の適用を受けているため、特定施設数は5,336件と多い。一方、規制対象も1,736件と流域府県でもっとも多くなっている。



【図5-8 流域の届出・規制対象件数の推移】

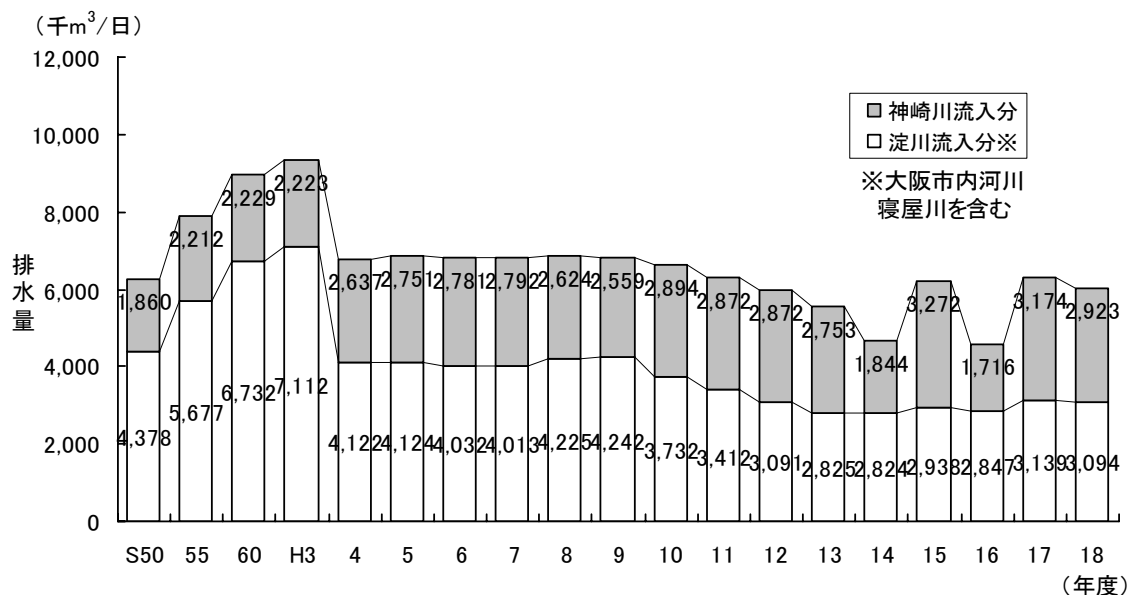
淀川水質汚濁防止連絡協議会資料、神崎川水質汚濁対策連絡協議会資料より作成

【表5-17 届出・規制工場数(平成18年度)】

府県名	届出工場等	規制工場等	排出量 (千m ³ /日)
三重県	842	169	94
滋賀県	5,336	1,736	1,026
京都府	2,876	463	1,532
大阪府	1,012	317	3,120
兵庫県	245	42	203
奈良県	286	50	42
計	10,597	2,777	6,017

淀川水質汚濁防止連絡協議会資料、神崎川水質汚濁対策連絡協議会資料より作成

平成18年度現在、琵琶湖・淀川流域の約10,600の工場・事業所などから、毎日約602万³mの排水が、淀川および神崎川に流入している。



【図5-9 流域の届出工場排水量の推移】

淀川水質汚濁防止連絡協議会資料、神崎川水質汚濁対策連絡協議会資料より作成

【表5-18 流域の府県別届出工場排水量 (平成18年度)】

(単位: 千³m/日)

府県名	淀川流入分	神崎川流入分
三重県	94	-
滋賀県	1,026	-
京都府	1,532	-
大阪府	229	2,891
兵庫県	-	203
奈良県	42	-
計	2,923	3,094

淀川水質汚濁防止連絡協議会資料、神崎川水質汚濁対策連絡協議会資料より作成

大部分の工場・事業場等では、法律・条例の基準値を遵守するため何らかの排水処理施設が設置されていると考えられる。処理の方法は各工場・事業場によって異なるが、採用工場の多いものから次のようなものがある。

- ・ 活性汚泥法
- ・ 凝集沈澱法
- ・ 油分離法
- ・ 中和ろ過法
- ・ その他 (沈澱法、ろ過法、散水ろ過法、硝化処理活性汚泥法など)

各府県では、対象となる工場・事業場に対し計画的な立入検査を実施して、排水の実態を把握し、排水管理体制についての指導、排水基準の遵守の徹底を図っている。

また、有害物質の地下浸透防止についての指導や、総量規制地域においては総量規制基準の遵守、COD汚濁負荷量測定の実施、りん排出実態等の管理についての監視・指導も行われている。

これらの措置によって工場・事業場などにおける排水の管理体制は整備されてきているが、排水基準に適合しないケースも見られるため、引き続き行政指導の強化が求められる。また排水基準が府県により異なるため、水系全体としての基準が求められる。